平成２７年（フ）第２８７号
北海道旭川市忠和７条５丁目６番７号
債務者　村山　英子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大箸　信之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月11日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６６１号
埼玉県狭山市入間川３丁目８番22―1001号
債務者　新井　智子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　英典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月25日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４号
茨城県高萩市高浜町２丁目29番地の４
債務者　鈴木　澄江（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第７７１号
千葉県浦安市高洲６丁目１番９―801号　潮音の街
債務者　黒澤　直之
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０８７号
千葉県市川市柏井町１丁目2203番地　（市川柏井第２県営住宅１棟409号）
債務者　渡邉　克哉
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０９４号
千葉市緑区あすみが丘東５丁目５番地３
債務者　増田　里菜
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０９６号
千葉市稲毛区長沼原町806番地
債務者　篠田真由美
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０９８号
千葉県市川市北方２丁目33番３―101号（マンション雅）
債務者　中島美菜子（旧姓氏家）
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１０８号
千葉市若葉区西都賀５丁目19番11―101号
債務者　片岡　清一
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１１３号
千葉県市原市上高根578番地の２
債務者　吉田　愛寿
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１４８号
千葉県市川市菅野６丁目17番６号（ロイヤルハイツＡ―102号）
債務者　大坂　友弥
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１６８号
千葉県市川市東菅野２丁目23番７―105号（マンションなしや）
債務者　千葉　規男
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３１６号
山梨県中央市布施2753番地２　小池住宅Ａ―６、前住所山梨県南アルプス市藤田2520番地11
債務者　柾本　一雄
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４８７１号
大阪府東大阪市小若江３丁目12番９号
債務者　向坊　　勉
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８９６号
大阪府茨木市小柳町15番１号、前住所大阪府高槻市神内２丁目20番４号
債務者　横山　文哉
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９４６号
大阪市東住吉区住道矢田８丁目２番15号　外山荘２号館　201号、前住所大阪市東住吉区住道矢田１丁目19番20号　外山荘本館　108号
債務者　松本　明正
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部